

土木事業委託積算基準の **改定**・追加・訂正

適用年月日（令和6年（2024年）4月1日以降積算基準日適用）

区分	ページ	改定	現行	備考																																								
調査編 [1] 地質調査 積算基準 1. 地質調査 積算基準 1-3 地質調査 業務費の 積算方法	調地積基 -4	別表第1 (1) 請経費率標準値 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>100万円以下</th> <th>100万円を超え 3,000万円以下</th> <th>3,000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>82.5%</td> <td>290.2</td> <td>-0.091</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>60.6%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	100万円以下	100万円を超え 3,000万円以下	3,000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。				A	b	率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091				60.6%	別表第1 (1) 請経費率標準値 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>100万円以下</th> <th>100万円を超え 3,000万円以下</th> <th>3,000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>59.9%</td> <td>285.3</td> <td>-0.113</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>40.8%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	100万円以下	100万円を超え 3,000万円以下	3,000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。				A	b	率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113				40.8%	諸経費率の改定
対象額	100万円以下	100万円を超え 3,000万円以下	3,000万円を超えるもの																																									
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。																																										
		A	b																																									
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091																																									
			60.6%																																									
対象額	100万円以下	100万円を超え 3,000万円以下	3,000万円を超えるもの																																									
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。																																										
		A	b																																									
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113																																									
			40.8%																																									

別表第1

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え 3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%

(2) 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：％）

Y：対象額（単位：円）（直接調査費＋間接調査費）

A、b：変数値

(注) 諸経費の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。

1-4 安全費の積算

安全費とは、当該地質業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する交通誘導員、掲示板、保安柵及び保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用のことをいう。

(1) 交通処理等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全费率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = (\text{直接調査費}) \times (\text{安全费率})$$

(注) 1. 上式の直接調査費は、直接経費を含まない費用である。

安全费率は表-1を標準とする。

表-1 安全费率

地域 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他
主として現道上	-	10.0%	9.5%	4.5%

(注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を算出する。

2. 地域区分については、測量編 [1] 測量業務積算基準 1. 測量業務積算基準 1-10 地域による変化率適用区分を参考とする。

3. 調査箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

(2) (1)によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。